

フロン排出抑制法の施行 について

1. 現状と課題

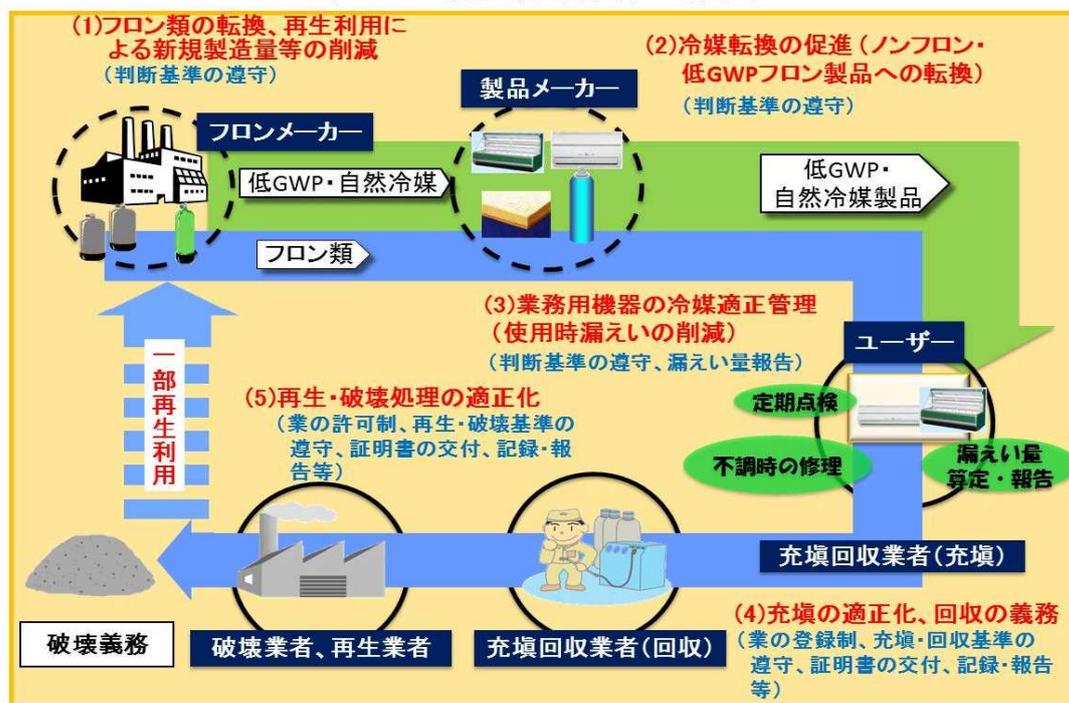
我が国では平成13年に「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（略称：フロン回収・破壊法）」を制定し、排出削減に取り組んできたが、オゾン層を破壊するフロン類からHFCへの代替が進み、HFCの排出量は増加傾向にある。また、冷凍空調機器の廃棄時の排出のみならず、使用時におけるフロン類の漏えい問題が判明するなど機器の管理に当たっての大きな課題を有している。

このため、平成25年6月にフロン回収・破壊法を抜本的に改正し、新たな内容を加えた「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（略称：フロン排出抑制法）」が平成27年4月1日から施行された。

法改正により、これまでのフロンの回収、破壊にとどまらず、下図のようにフロン類の製造から廃棄に至るライフサイクル全体の包括的な対策を講じることとしている。

また現在は、平成28年10月にHFCを新たに規制対象としたモントリオール議定書HFC改正への対応及び法律施行5年後の見直しに向けた検討が行われているところである（詳細は末尾の参考「フロン類対策の今後の在り方に関する検討会報告書概要」参照）。

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）の概要



(3) フロン類算定漏えい量の報告

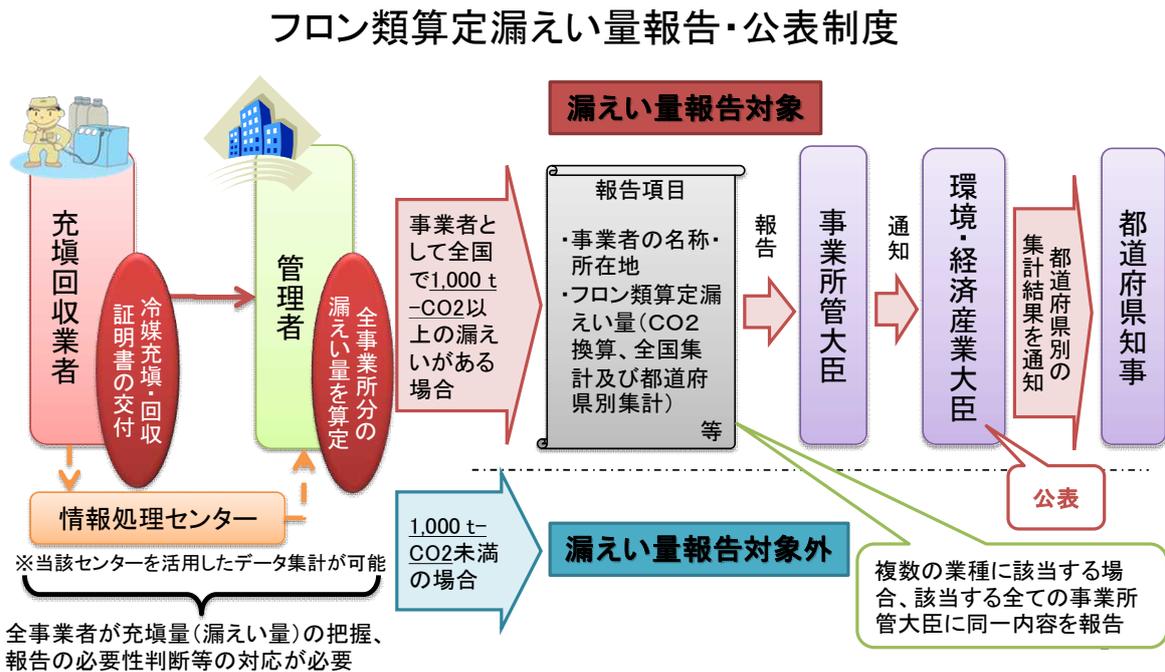
1年間のフロン類漏えい量が二酸化炭素換算量で1,000トン以上（例えばR410A冷媒であれば約500kgに相当）である管理者は、フロン類の漏えい量等を国（事業所管大臣）へ報告することが義務付けられた。さらにその量を環境省・経済産業省が企業等、業種、都道府県ごとに集計し、事業者名等とともに公表する。公表に当たっては、都道府県別の集計結果を都道府県に通知する。漏えいの実態が公表されることにより、事業者の自主的な取組がより一層促進されることが期待される。

漏えい量は、具体的には、都道府県に登録されている「第一種フロン類充填回収業者」から交付される「充填証明書」及び「回収証明書」を基に、追加充填量を計算して算出する。これにより算出された「フロン類算定漏えい量」*の報告は、当該年度分の漏えい量を、翌年の7月末日までに行うことになる。このため、充填証明書や回収証明書をそれまで保存するか、整備の記録を確実にしておくことが必要となる。

平成28年度に初回の報告結果が公表され、現在は第2回の報告期間中であるが、今後は、本制度のデータの分析により、使用時漏えいの現状・課題の把握や効果的な監督方法を検討する必要がある。

※フロン類算定漏えい量

第一種特定製品の使用時に漏えいしたフロン類の量（実漏えい量）に、フロン類の種類ごとの地球温暖化係数を乗じて算定した量を合計した数値

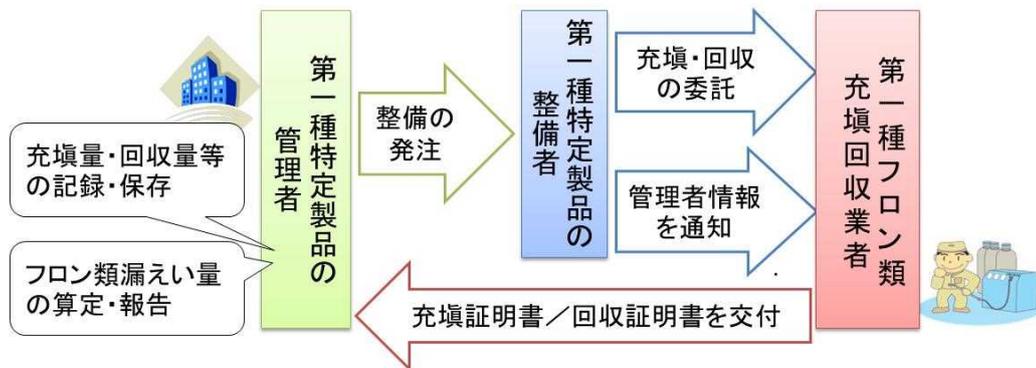


(4) フロン類の充填及び回収の委託義務

第一種特定製品の管理者及び整備業者は、当該製品に冷媒としてフロン類を充填し、又は当該製品からフロン類を回収する必要があるときは、都道府県に登録された第一種フロン類充填回収業者に委託する義務がある。特に充填については、改正後は、自らがフロン類充填回収業者に登録されない限り、自ら充填することは禁止される。

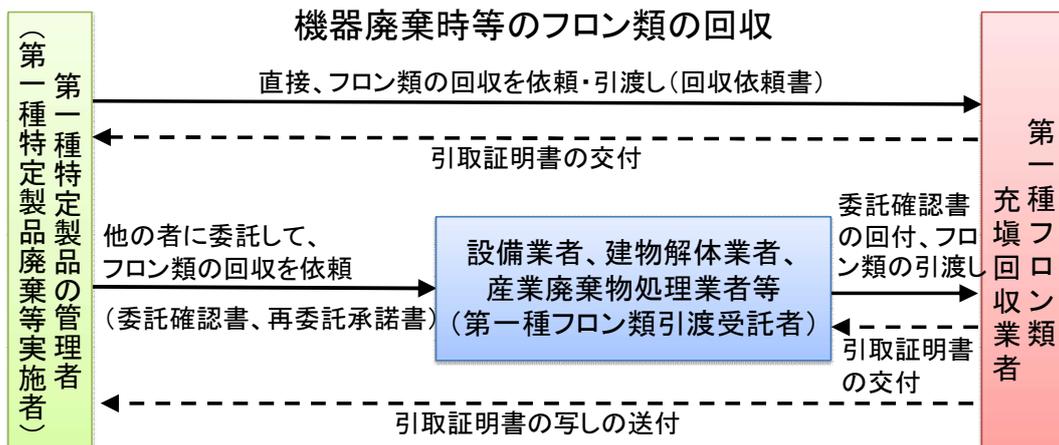
充填回収業者は、充填又は回収の際、管理者が算定漏えい量の計算のために必要となる「充填証明書」又は「回収証明書」を管理者に対して交付する義務があるので、管理者は確実に同証明書を受領する必要がある。

充填・回収の委託と、充填証明書・回収証明書の交付



(5) 機器廃棄時等のフロン類の引渡義務

第一種特定製品の廃棄又はリサイクル目的の譲渡を行う管理者（第一種特定製品廃棄等実施者）は、フロン類を第一種フロン類充填回収業者に引き渡すか、フロン類の引渡しを設備業者、建物解体業者等に委託する必要がある。また、フロン類の行程管理のため、第一種特定製品廃棄等実施者は、引渡し方法に応じて、行程管理票（回収依頼書、委託確認書、再委託承諾書）の交付及びその写しの保存、第一種フロン類充填回収業者から交付される引取証明書の保存を行う必要がある。



3. 建物解体時のフロン類の排出抑制

第一種特定製品の廃棄時等のフロン類回収率は推計で約3割となっており、依然として低い水準で推移している。

フロン類の回収に関しては、従前から、建築物等の解体工事の際、特定解体工事元請業者（解体工事の受注者）は事前に機器の設置の有無を確認し、発注者に対して確認結果を書面で説明することとされている。

また、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（略称：建設リサイクル法）」にも、解体工事の元請業者に事前説明義務、発注者に事前届出義務があり、フロン排出抑制法所管部局と必要な情報の共有化が可能である。情報共有の際には、発注者による事前届出（解体届）により届出者の属性を確認することで、第一種特定製品の廃棄等が行われる件数を大幅に絞り込むことができると考えられるため、今後は、絞り込みの手法等についてさらに詳細に検討し、当該検討結果を自治体と情報共有することで、運用面の改善を図る予定である。

このように、廃棄時等のフロン類回収率の向上を目指し、関係部局と連携した法施行の徹底に取り組む必要がある。

従前から、建設リサイクル法に基づく分別解体及び再資源化等の適正な実施の確保を目的に、都道府県の建設リサイクル法所管部局等には、春期と秋期の全国一斉パトロール等の実施について御協力頂いているところであるが、パトロールの機会等を通じて、フロン排出抑制法所管部局との連携を図り、建築物等の解体現場におけるフロン排出抑制法の遵守状況の確認について、検討、実施していただきたい。

特定解体工事元請業者の確認及び説明 (フロン排出抑制法第42条)

【趣旨】 日常的に機器の廃棄等を行うことが少ない廃棄者(ビル、飲食店オーナー等)に対し、日常的に建設・解体工事を請け負っている事業者(ゼネコン、解体業者等)が、フロン類を含む業務用冷凍空調機器の確認・説明を行うことにより、**廃棄者の責任を認識させ**、フロン類の引渡し(回収委託)の実施を確保。

【内容】

- ① 建設業者(建築物の解体を伴う建設工事を、当該工事の発注者から、直接請け負おうとする建設業者(特定解体工事元請業者))は、(工事を請け負う前に)第一種特定製品(業務用冷凍空調機器)について、
 - 1) **設置の有無の確認**を行うと共に、
 - 2) 確認結果について、発注者に対し、**書面を交付して説明**しなければならない。
- ② 特定解体工事の発注者(第一種特定製品のユーザー・所有者など)は、設置の有無についての**確認に協力**しなければならない。



建築物の解体工事における指導・取組の強化

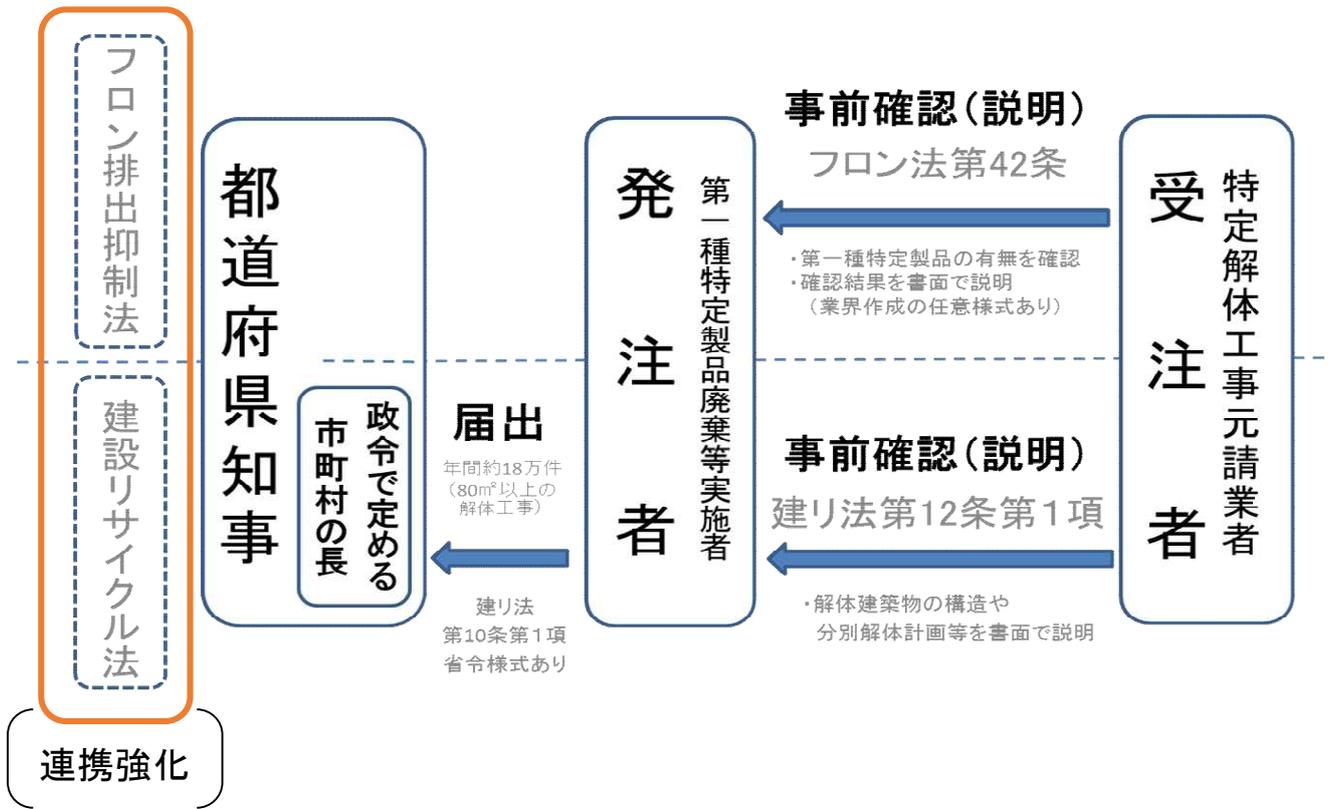
○建築物等の解体工事の際に、当該建築物等に設置された第一種特定製品からのフロン類の引渡が複数の事業者を経由して受託される場合等において、フロン類引渡しが適切になされず、不法放出のリスクが高まる懸念。

↓ **引渡しの適正化が必要。**

○フロン排出抑制法においては、解体工事現場における業務用冷凍空調機器からのフロン類の放出防止のため、特定解体工事元請業者が着工前に第一種特定製品の設置の有無を確認し、発注者に説明する義務規定が存在

- ⇒ 建設リサイクル法にも解体工事の元請業者に事前説明義務／発注者に事前届出義務があることから、都道府県等の各法律の執行当局間で情報の共有化を行い、指導に活かすなど連携を図ることが必要。
- ⇒ **環境省から各都道府県に対し、平成26年1月通知を発出。** (同年8月に補足事務連絡を追送。)

(「フロン回収・破壊法に基づく第一種特定製品が設置された事業場等における建築物等の解体作業等情報把握の推進について」環地温発第14011163号)



4. おわりに

フロン排出抑制法に基づく規制事務の多くは都道府県に行っていただいている。建設リサイクル法所管部局におかれてもフロン排出抑制法所管部局との連携を図り、事業者からの照会、通報、相談等について、積極的に対応されることをお願いしたい。

<参考>フロン類対策の今後の在り方に関する検討会報告書概要

環境省は、平成 28 年度に、現行のフロン類に係る規制等の枠組みの総点検を行うとともに、フロン類対策のさらなる施策効果向上やモントリオール議定書 H F C 改正を受けた対応など今後の対策の在り方についての調査・検討を行うため、フロン類対策の今後の在り方に関する検討会を開催した。

平成 29 年 3 月に取りまとめられた「フロン類対策の今後の在り方に関する検討会報告書（環境省、平成 29 年 3 月）」では、今後の方向性として、以下に示す項目が示された。

(1) 上流対策

- ①モントリオール議定書 H F C 改正を受けた H F C の生産量の規制
- ②省エネ型・脱フロン型の冷凍空調機器の普及
- ③GWP の高いフロン類を使用した製品の流通抑制のための仕組み

(2) 中・下流対策

- ①使用時漏えいの現状の分析と必要に応じた対策の検討
- ②管理者が漏えい対策を行うための技術基準の検証
- ③廃棄時回収率が向上しない要因の分析と対策の検討
- ④充填回収業者が回収時に従う技術基準の検証
- ⑤業務用冷凍空調機器の管理者を効果的に監督する仕組み
- ⑥指導監督体制の強化

(3) 横断的事項

- ①経済的手法
- ②普及啓発
- ③その他

<参考資料>

- ・「解体工事の際には、フロン類の回収をしなくてはなりません！」

http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/furon-kaitai.pdf

資料

事務連絡
平成29年4月12日

都道府県
フロン排出抑制法担当課（室） 御中

経済産業省製造産業局化学物質管理課
オゾン層保護等推進室
環境省地球環境局地球温暖化対策課
フロン対策室

解体工事現場におけるフロン排出抑制法の遵守に係る確認について

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（以下「本法」という。）の施行につきましては、平素より格段の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

本法においては、機器の管理者が建築物その他の工作物の解体工事を発注しようとする際、当該解体工事の元請業者は、事前に機器の設置の有無を確認し、発注者に対して確認結果を書面で説明することとされています。また、当該発注者には、第一種フロン類充填回収業者にフロン類を引き渡すなどの義務が課されています。

しかしながら、フロン類の廃棄時回収率は3割台にとどまっていることから、第一種特定製品の管理者や特定解体工事元請業者に該当しうる解体に関わる工事業者等、各関係者に対して、本法に基づく義務（第一種特定製品の設置の有無の事前確認及び書面交付・説明義務、第一種特定製品廃棄時の引渡義務、行程管理制度の実施等）の更なる周知徹底により、法の着実な実施を図り、フロン類の回収及び再生・破壊を促進することは極めて重要です。

このたび、建設リサイクル法に基づく分別解体及び再資源化等の適正な実施の確保を目的に、国土交通省建設業課及び環境省リサイクル推進室から各都道府県の同法を所管する建設部局及び廃棄物部局に対して、秋期の全国一斉パトロール等の実施についてそれぞれ協力依頼がなされています（別添参照）。

つきましては、貴課（室）におかれては、この機会に当該部局と十分な連携を図り、機器が設置されている建築物その他工作物の解体現場における本法の遵守状況の確認や各関係者に対する一層の法の周知徹底について、実施いただきますようよろしくお願いいたします。その際、今後のフロン政策の企画立案のため、当該部局との連携に際しての問題点や課題、都道府県と国との効果的な連携のあり方等についても、あわせて御検討いただき、必要に応じて情報提供をお願いいたします。

なお、実施結果につきましては施行状況調査等により別途報告していただくこととしておりますので、御承知置き下さいますようお願いいたします。

- ・ 参照：「フロン回収・破壊法に基づく第一種特定製品が設置された事業場等における建築物等の解体作業等情報把握の促進について」（平成 26 年 1 月 16 日付け環地温発第 1401163 号各都道府県フロン回収・破壊法所管部局長あて環境省地球環境局地球温暖化対策課長通知）
- ・ 参照：「フロン回収・破壊法に基づく第一種特定製品が設置された事業場等における建築物等の解体作業等情報把握の促進について（補足説明）」（平成 26 年 8 月 21 日付事務連絡）
- ・ 参照：「解体工事の際のフロン類回収に関する周知チラシ」掲載のHPアドレス
http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/furon-kaitai.pdf
- ・ 参考資料：「解体（修繕）工事現場への立入検査について（留意点）」

(本件連絡先)

環境省地球環境局地球温暖化対策課
フロン対策室 担当：池松、齋藤、石黒
TEL：03-3581-3351（内線 6753）
TEL：03-5521-8329（ダイヤルイン）
FAX：03-3581-3348
E-mail：furon@env.go.jp